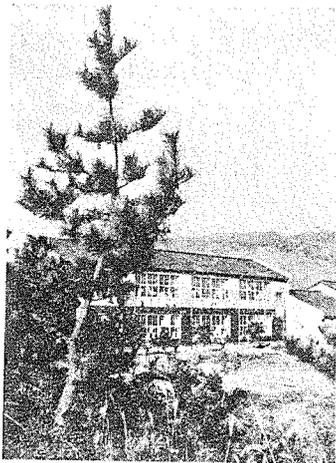


単一校舎ようやく実現

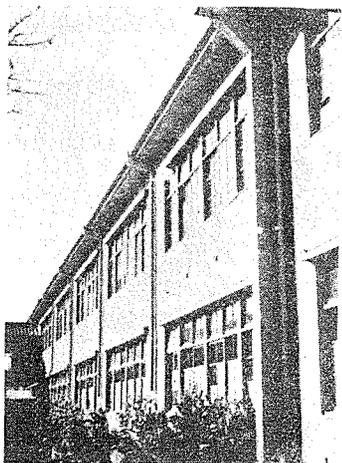
昭和二十二年十月十四日、放浪の旅に終止を打って、現校舎に移転を完了した。ここに至るまでには次の如き迂余曲折があった。昭和二十年十月三日（水）曇時々雨。

県庁より伊津井事務官に同道してもらい、飯部校長、河野教頭福永教諭本山村役場に松田村長を訪問して、仮校舎借用の依頼をなし、なお伊津井事務官と共に本山第一、第二両国民学校に行き、仮校舎借用後の教室使用についての打合せをなす。

これは当時の学校日誌の記事である。この日以前に度々折衝があったことは勿論であるが、この日をもって本山第一、第二国民学校の仮校舎の借用が決定した。ついで十月五日には河野、福永



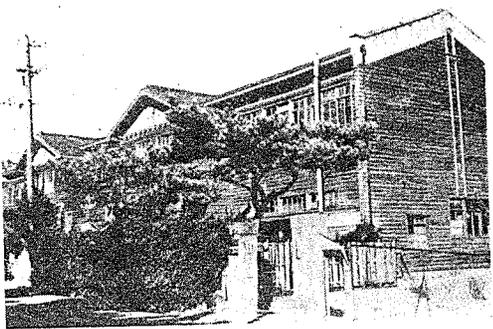
所成養員海



本山校舎

両教諭が本山第一国民学校に参り、具体的な移転の打合せをなし、翌六日全校生徒は焼残りの机をかついでの移転作業に従事した。第一国民学校には四・三・二年が、第二国民学校には一年が落付いた。机、腰掛はもとより足りないで、両国民学校よりは勿論海技専門学院、高等商船学校等からも借りていた。十月十五日に県より生徒机五〇脚作することを許可されたが、作ってこれるところがなく、父兄の福本新藏氏の世話で福井県でやっと作ってもらい、芦屋駅まで送られて来たのを例によって生徒がかたつむりのように一脚ずつ本山まで持ち運んだ。

二十一年四月からは第一国民学校に本部と五・四・三・二年が、第二国民学校に一年がおさまることで発足はしたが、五学年が新たに出来たことと、一方疎開先からだんだん生徒が帰って来るようになったので、同年五月二十二日には精道町の旧青年学校を更に借



専修業実市芦屋

用して、第一国民学校の三年、四年と本部とをここに移した。この体制は翌二十二年四月十四日に、第二小学校の仮校舎を返還するまで続いた。

二十二年度に入り、本山村の小学校の必要度が増すます増して来たことと、甲南高等女学校へも第一小学校の一部を貸さなければならなくなったこと等で、七月末に第一小学校の仮校舎をも返還するまでの一学期間を、中学校、女学校、小学校の寄合世帯で過ごした。四月二十三日には、仲良く三校の児童生徒の対面式を行っている。

二年から五年までの全学級二十組ほどを、僅か七教室しか使えない旧青年学校の仮校舎で、全国でも稀な三部授業を行ったのは、この年の九月一日から宮川小学校に移る前日十月十三日迄のことである。芦屋市長から運動場として市有地六十坪の使用許可書を頂い

たのは、この旧青年学校時代のことであった。

本山での分散授業の頃から、学校としても父兄会（興学会）としても、一日も早く芦屋に帰還出来るようにといろいろな計画がなされ協議されていた。その一案は舞鶴の平海兵団の兵舎の払下げを受けて、打出の焼跡に校舎を建築することであり、久保父兄会長、藤井幹事が市長とともに昭和二十年の十一月月上旬には舞鶴に出張して交渉されたが、ついに実現には至らなかった。今一つの案は市内の小学校の校舎を移管してもらいより要請することであった。学校日誌の記録を拾って見ると、

- 二一・一〇・一六 山手小学校に校舎問題の交渉を始む。
- 二一・一一・一五 校舎問題は猛運動中。
- 二一・一二・二 校舎問題に關し職員団代表をつくる（福永、福田、岡本）。
- 二一・一二・五 校舎問題に關し父兄会幹事会開催。
- 二一・一二・六 職員会議において校舎問題の成行説明後左の決議をなす。

1、父兄会よりの通知あれば運動に移る。

2、毎月俵給より十円宛校舎問題のために徴金する。

二二・一・一九 単一校舎獲得のため父兄会評議員会開催。出席者六名。

二二・一・二六 職員市会議員宅の訪問を開始す。（福永、福田、伊藤）

二二・一・二七 芦中校舎問題市会にて協議。

二二・二・一〇 県知事、学務部長来校し宮川小学校を視察。

二二・二・二六 芦屋市会において宮川小学校々舎を芦屋中

校々舎として県へ寄附することを決議する。

とあり、如何に校舎を熱望したかがうかがわれる。二月二十六日の決議により当中は四月には宮川小学校に移転出来るものとして準備を進めていたが、宮川小学校父兄会の猛烈な反対に会って一学期は引続き本山第一小学校と旧芦屋市青年学校とで、そして九月から十月十三日までの三部授業となった訳であった。この間の事情は歴代教育会長の座談会を参照されたい。ただ九月に入っても移転出来るような情勢にあつたので、夏休暇中にも数次の父兄会役員会が催され、また八月五日と三十一日の二回にわたつて父兄大会が仏教会館で挙行されている。九月に入つてからの校舎問題の動きを、十一月一日の父兄会の席上、茶谷会長がなされた。校舎移転経過報告の記録から簡単に抜すして、当時を偲ぶ資料としたい。

- 九・一七 芦屋市当局校舎問題に關し県を訪問。
- 九・一八 芦中父兄会正副会長、学校長とともに県訪問。条件付の白紙委任をなす。
- 九・二二 芦中、県訪問
- 九・二三 正副会長、福本幹専、芦屋市訪問。市当局の態度を明確にさせた。
- 九・二五 正副会長、学校長、県訪問。月末迄には結末をつけてもらふように依頼。
- 九・三〇 正副会長、学校長、県訪問。
- 一〇・六 学校長、上県。
- 一〇・七 対県交渉に關し父兄会幹事会を開催。
- 一〇・八 父兄会長外役員、学校側職員とともに県訪問。強硬に談判す。

県への寄附変更願は二十二年二月二十七日に提出されている。当時市から、県に提出された文書の写は次の通りである。

芦庶第八〇号

兵庫県立芦屋中学校に係る寄附変更願

昭和十四年十一月二十日付稿庶第一六〇七号による寄附採納の内容を左記の通り変更の上寄附致し度存じますので、御採納相成度別紙市会決議書写を添付御願致します。

昭和二十二年二月二十七日

芦屋市長代理助役 杉岡 藤 右衛門
兵庫県知事 岸田幸雄殿

- 一、県立芦屋中学校敷地及同校舎として現宮川国民校敷地及同校舎を修復の上提供するものとする。
- 一、将来県市協議の上、所要の特別教室を増築し、運動場として隣接地三千坪以上を敷地の上提供するものとする。
- 一、既納の金一三四、九六三円は設備費として充当するものとする。
- 一、学制改革案実施の上は新制高等学校に変更すること。
- 右原案可決

昭和二十二年二月二十七日

芦庶第五〇六号

県立芦屋高等学校特別教室増築校舎寄附採納願

昭和二十二年二月二十二日付芦庶第八〇号を以て願出で、同三月四日付兵数第五六二号ノ一を以て御採納になりました。芦屋高等学校々々舎に關する寄附条件第二項中の特別教室の増築について

- 一〇・一〇 県の裁断する。芦屋市に依命通牒送達する。
- 一〇・一三 市と協議の上、移転の具体案をつくる。
- 一〇・一四 円満解決し移転開始す。

芦中新聞一五号(二二・一一・二五)に掲げてある芦中の将来を語る会(十一月五日)で、阪部前校長は芦中の将来の計画、構想として「まずやりたいのは運動場の拡張です。予定としては校舎の西側の土地三千坪です。まだ買上げてはいないがこれを年内に解決したい。新校舎(中館)の予算はすでに決まっています。運動場はまだ決まっています。……」と述べておられるが、すでに数日前の十一月一日の父兄会の席上で、宮川校への移転完了について父兄各位の協力に対し謝辞を述べられた後に、運動場の拡張についての強い決意を開陳され、父兄各位の協力を要請されている。そして同年十二月十日には学校長は正副会長とともに芦屋市を訪問されて、市当局との問題について懇談されている。芦屋市においては種々御研究になり、国庫補助を仰いで緑地帯(公園)として、後、芦高運動場に充当するとの案で計画を進められた。この土地は被災地で一面岩石や瓦礫でうずまり、また焼残りの一棟とバラック建の一棟には人が居住されていて、これを運動場にするにはなかなかの困難が伴っていた。翌二十三年四月十二日の父兄会解散、育友会発足式に列席された芦屋市の三枝教育部長のあいさつに公園敷地として買収を進めているが、買収完了のものは僅かに三件で、換地を要求されているものが七名もある。従つて運動場の完成については期日を限定することは出来ない」と述べておられる。なお面談は道路を含めて三、五七・五三九坪とのことであった。幸にしてその後買収も順調に進み、秋には高校発足記念の大運動会がこゝで行われた。芦屋市から

は、その後県教育委員会並に学校当局及同校PTAの御協力により今般漸くその工事の竣工を見、引続き県教育委員会御当局の竣工検査も終了致しましたので、これが寄附致したく別紙關係書類を添えて御願ひ申し上げます。

昭和二十四年八月二日

芦屋市長 猿丸 吉左衛門

兵庫県教育委員会殿

- 一、昭和三十二年十一月、芦屋市が被災地の特別都市計画法により緑地帯に整地し、その後運動場として使用している。
- 一、昭和二十二年二月二十七日に芦屋市より寄附提供する意思表示を県にしている。
- 一、現在国有地にして芦屋市が管理中で、都市計画完了後芦屋市有にして県に寄附する。
- 一、位置 芦屋市稱道町自一二番地自二五番地
- 一、所有者 国有地
- 一、面積 三、三三八坪

設備内容一慮整)

昭和二十年六月五日の震災の時やと運び出されたものは、在校生の学簿簿、校旗、生徒机約五十脚、十六ミリ・トーカー(本山第一国民学校へ移転後盗難にあつた)、幻灯一個等では焼失し、設備施設はほとんど皆無に等しい状態となつた。十月四日より本山第一、第二国民学校で授業を開始したものの足りないづくしで一枚の

に不自由をした。

十一月七日に、本山に移つてからの第一回の興学会(父兄会)幹事会が開かれ、戦災復興について種々協議された結果、当座を凌ぐために父兄会を開いて物品の寄附又は譲渡の依頼と戦災復興資金の寄附を願ふことになった。戦災校の陸校は止むを得ないという支部省の基本線から切抜けるため、また中学校から高等学校へ移行するために必要な最低基準を確保するための後援については、二十一年度の父兄会より次のような計画が進められた。すなわち芦屋高等学校完成期成同盟会の結成と、芦屋高等学校完成期成資金募集とであった。前者は本校関係以外の方に会員になってもらつて、高校実現のために物心両面で後援をして頂く目的で計画され、その発起人には当地の名士多数の方の名が連ねられていた。そしてその結成は昭和二十二年五月九日のことであつた。後者は父兄を対象としての資金募集である。その計画は第一期四〇〇万円、第二期一五〇万円第三期一五〇万円の計七〇〇万円の募金となつており、差当り第一期計画を推進して行くために父兄各位に趣意書を發送することに同日決定されている。丁度この頃は宮川小学校への移転問題がだんだんむつかしくなつて来た時で力がそがれ、強力に進めて行けなかつた。同年十一月一日に行われた校舎移転完了の報告父兄会での報告では完成資金申込額五五六、〇〇〇円、内払込額三九一、五五〇円、完成期成申込額一四八、〇〇〇円、内払込額四九、〇〇〇円となつており、この計画は引続き翌二十三年三月末まで継続することが決定されている。

以上の経過をたどり、父兄会、学校共に努力が續けられていたが、一方県立である以上、県費による復興があつて然るべきだとの意見

が強く起り、六七〇万円の県費発行となつた。その間の経緯は歴代育友会長座談会に詳しく出てるので省略するが、宮川小学校への校舎移転の場合と同じく、これ程の計画が遂行出来たのは、当時の育友会長橋谷義孝氏始め役員の方々の実力と熱の賜であつたことを申添えて感謝の意を捧げたい。

縁故募集による六七〇万円の県費発行についての県と育友会との間の調印は昭和二十四年一月三十一日に行われ、設備施設費が頂けることに決定したので、学校側企画委員と、育友会役員とで芦屋復旧設備委員会をつくり、各教科より提出された要求予算書を検討した結果、次の通り配分を決定した。職員はそれぞれ配当された予算に従ひ購入物品の選考に入り、四月中頃までには購入もほぼ終り、ここに設備内容が一応整備した。

予算の割当左の通り(予算額六〇〇万円として)

- ◇一般施設、設備
- 運動場、校舎周囲の柵 八〇万円
- 小使室新築 三〇万円
- 脱衣場 二五万円
- 野球ネット構築 一五万円
- 水道設備修理 三〇万円
- 作法室改装 五万円
- 図書室設備 一〇万円
- 衛生室設備 五・五五万円
- 宿直室設備 〇・六万円
- 戸棚類 一〇万円
- 小使室設備 一万円

黒板、戸扉修繕
サイン、校内電話

八万円
七万円
二二七・一五万円

◇各科備品

- 社会科 一八万円
- 国語科 一三・五万円
- 英語科 一三・五万円
- 理科 一三・五万円
- 物理科 七三・四万円
- 化学科 二四・二万円
- 生物科 五〇・二万円
- 地学 二五・二万円
- 家庭科 六一・二万円
- 体育科 二七万円
- 美術科 九万円
- 音楽科 九万円
- 生徒図書 四・五万円
- 計 三三二万円
- 総計 五六九・一五万円
- 予備費 三〇・八五万円

昭和二十六年八月二日 芦屋高等学校復旧設備委員長橋谷義孝名義で最終の委員会が招集され、経過報告一切を終え、委員会の解散が宣せられた。

新教育研究協議会

従来の教育を反省せしめ、新教育の理念と実際とを、教職員相互の討論と研究とによつて修得せしめようとする各学校単位の新教育研究協議会の開催が、軍政部の指示にもとづいて兵庫県学務課から指令せられ、かつ「新教育研究協議会の手引」が発行されたのは、昭和二十二年十二月、本校がようやく単一校舎に落着いて聞もないころであつた。

手引に示された「新教育研究協議会実施要領」によると、期日は十二月十五日から翌二十三年三月十五日に至る長期間のもので、研究時間は三十時間、毎週月水金の三回、午後三時から四時までとなつており、実施細案までくわしく明示されていた。当時、本館の一階にはまだ宮川小学校が残留して、教室不足のため、講堂を板囲いで仕切つて四教室を作り、職員室として現在の一三一号室と講堂の残余を使用している有様で、研究協議会は多く講堂の東北隅に隣接した控室で行われた。(この室は後に、昭和二十四、五、六年度の自治会執行委員会室に使用され、現在は講堂の改装によつて消滅している。)

冬季の約三ヶ月を通じて、隔日の放課後、オーバー・えり巻に身をすくめ、火の気のない狭い控室にぎっしり詰め込まれたる研究集会であつたが、甲論乙駁の活発な討論に終始したことを記憶している。「実施細案」による研究議題と、輪番制に全員にまわされた司会者を記録しておこう。

序論

一・二・三(月) 従来の教育の反省
 一・二・四(水) 新教育の性格
 教育の一般目標
 一・九(金) 一般目標の吟味
 一・二(月) 一般目標の具体化

児童の生活
 一・一四(水) 身体的方面
 一・一六(金) 同 右
 一・一九(月) 精神的方面
 一・二二(水) 同 右

教科課程
 一・二三(金) 教科課程の構成
 一・二六(水) 地域社会の研究
 一・二八(水) 教科課程実施上の諸問題
 一・三〇(金) 同 右
 一・二(月) 教科課程の科学的研究
 一・四(水) 同 右

学習指導法の一般
 一・六(金) 学習指導の新形態について
 一・九(月) 同 右
 一・一(水) 指導案の立て方
 一・三(金) 実際の立案
 一・六(月) 実地授業
 一・一八(水) 授業について
 一・二〇(金) 指導法の原理

一・二三(月) 指導の段階
 一・二五(水) 環境の教育的設置
 一・二七(金) 同 右
 学習結果の調査
 一・二(月) 調査方法の研究
 一・四(水) 調査要素の研究
 一・六(金) 調査の実際
 一・九(月) 調査の処理
 一・一一(水) 平素の調査
 一・一三(金) 学難滞の研究

これを第一次として、昭和二十三年四月二十八日から七月十四日まで第二次研究協議会、二十四時間(毎週水曜日二時間)が、さらに同年九月二十二日から十月二十七日まで第三次研究協議会、十二時間(毎週水曜日二時間)が、行われた。第二次は主として当時の職員室(現在の事務室)、第三次は主として当時の会議室(現在の第一職員室)が使用された。それぞれの研究協議会をあげると、第二次の場合は
 一、児童生徒に関するもの
 二、教師に関するもの
 三、教材に関するもの
 四、学習指導に関するもの
 五、学校学級の経営に関するもの
 六、教育の目標と関連するもの
 七、その他

九月二十五日 教材に関するもの
 十月十六日 同 右
 十月二十三日 学習指導に関するもの
 十月三十日 同 右
 十二月四日 教師に関するもの

研究グループ別構成は、
 教育の目標……小松、楢垣、○山田幸、魚崎、松井、岡村、津田大松
 学校学級の経営……山本、木田、岡崎、土井、碓井、○熊谷、千葉生徒……○藤原、辻田、福山、出口、古川、安田、立花、深井、三木、井上、曾谷、佐藤、岩村
 教材……中西、佐伯、岩田、野村、新堀、奥田、石田(良)、伊東、忽那、島田、○神保、石田(貴)
 学習指導……多田、○丸茂、金坂、山田(心)、松本、杉山、川村、楠橋
 教師……○本谷、前島、金崎、寿賀、水上、津村、永井

となつて、相当幅の広い各問題のなかで、さまざまな着眼点を列挙して、そのなから各校で自由に研究題目を選ばし組になつており、第三次では
 教育委員会法について
 教育雑誌による研究
 学校図書館の運営について
 課外活動の指導について
 生徒児童の自治会について
 学校と社会の関係について

なお、以上三回にわたるものと、時期は相当するが、昭和二十八年度において、摂丹地区公立高等学校校務主任会での申合せにより、その年間に各校一テーマをもって研究の成果をあげることに計画があつた際、本校では企画委員会と相談の結果「現職教育」を選んできて、実施した「研究協議会」がある。問題設定に要する時間を節約するため、協議会にかつての第二次のものをそのまま踏襲することとし、六項目の協議会別に、各人の希望を尊重して研究グループを設け、協議会は原則として隔週金曜日、三時三十分から五時までそのはじめの三十分を該当グループの研究発表、あと六十分を質疑応答並びに討議とした。

五月二十九日 準備会
 六月十九日 教育の目標と関連するもの
 六月二十六日 学校学級の経営に関するもの
 七月十日 生徒に関するもの

研究の発表に当つて、一応の結論を提示したグループのうち、最初の「教育の目標と関連するもの」の結論を、次に掲げよう。
 新時代の人間教育の目標は、ヒューマニズムに立脚し、貧困を排し、平和に徹し、科学教育を振興せねばならぬ。(新時代の人間教育の目標)

新制高校発足式

(昭和二十三年)四月二十日、宮川の校舎を完全に得、特別教室(現在の中館)の土台が築かれている中で新制高校としてのわが校の発足式が行われた。

この式に際して阪部校長は新教育制度の意義を把握し、愛校心を奮起せよと次の訓話をされた。

阪部校長訓話

今回発足した高校は、旧制高校とはその趣旨内容において大いに違っている。前者は旧憲法下に生まれ、後者は新憲法より発足したものである。そこで従来の高校の形式だけを模倣したのではなはだ無意味である。われわれは全然新しい高等学校を創造せねばならぬ。そして主として生徒の自発的活動により美しい学風と伝統を作るべきである。およそ学校の盛衰はその生徒間における愛校心の消長によると思う。愛校心は名誉を重んずる、愛校心は自重を促がす、愛校心は責任を感ずる、愛校心は努力を呼びおこす、愛校心は校舎を愛護する。絵のような六甲連山、紺碧の大坂湾、青い浜、光る砂、住心地よい健康地、かかる郷土に美しい学風が生れぬはずはない。親愛なる生徒諸君! 愛校心を燃やせ! そして特色ある学風を創造せよ。(片高新聞第十八号)

育友会の組織

育友会の前身である興学会、父兄会から現在の育友会へのつながりを一覽にして見ると次の様になる。

年度	年	月	会長名	会名
17	17		田中龍男	興学会
18	18		小山恒男	
19	19	5	衛俊次	
20	20		品川源兵衛	父兄会
21	21	2	川保順次	
22	22	8	品久茶谷	育友会
23	23	4	橋谷義孝	
24	24	4	戸谷舎人	
25	25	4	戸谷舎人	
26	26	4	戸谷舎人	
27	27	4	丹羽秀太郎	
28	28	4	岡天俊	
29	29	4	瀬谷一郎	
30	30	4	堀内英一	

興学会創設の時期ははっきりしないが、焼け残った資料を調べてみると、興学会設備資金証券簿の表紙が昭和十七年十二月起となっている。しかし簿の中にとじ込んである設備資金寄附申込のハガキ手紙の日付が八月から始まっていることからして、三月に打出校舎に移った頃から創設の具体案が協議され一学期の何時の頃か父兄に呼びかけてあったものと考えられる。会費に関しては十九年度以降のものしか残っていない。十九年度と二十年度とは年を三期に

校章の制定



新制高校への移行に備えて、昭和二十二年三学期、新しい校章の図案を職員生徒から募集した。応募作品は、函画担当の石田三男教諭(現在、県立尼崎北高教諭)によって選考せられ、広く職員生徒の意見も聞いた結果、四年生梅村俊造(五回生、現在、大和銀行勤務)の作品を

原案とし、それを京都絵画専門学校(現在の京都美大)に依頼してできあがったのが、現在の校章である。

「高」の字を中心に、三方にあしらった芦の葉を解釈して、阪部校長はかつて、上方は「純真」、右方は「知恵」、左方は「力」を意味し、すなわち知徳体兼備の理想を象徴するものと述べている。

なお、帽子の白線については、最初旧制高校と区別するため、巻かないことを職員会議で決定したが、その後四月の発足間際になって、白線に対する強い要望が生徒間や父兄層に盛り上がり、結局二本の白線を巻くことに落着いた。

この二本の白線についても、阪部校長はある時、これは「自由」と「責任」をあらわすものと述べたことがある。

分け学期一回の徴集であつて十九年度の一期分は六月で月額にするが一円五十銭ということになる。二十年度は八月に増額されて、二十一年度からは現在通り月毎の徴収となり、始めは月額三円であつたが社会情勢の変化に伴い次々と増額され今日に至つてい

る。

興学会設立の趣旨は記録がないが、座談会での品川源兵衛氏、三谷旧職員の言を借りると、学校と共に生徒の教育を徹底するために主として施設、設備面において後援するにあつたようである。二十年二月末までの興学会設備資金寄附申込数は二三五五口で申込金額は二七、七五〇円の額に上り、これによって十八年度十九年度に購入された各教科の備品、図書、什器類だけでも総額六三九五九・六〇円となっている。校旗は昭和十七年山本初代校長の時、興学会によって作られたものである。

昭和二十年十一月七日の興学会幹事会の記録によると、時計、宿直用寝具、用紙、白墨、茶瓶、掃除用具等まで興学会の世話になっている。戦災をうけた芦中が陸校の製き目を見ることなく、今日の芦高に生長するには、興学会、父兄会、育友会の物心両面の協力後援がなくては全く不可能なものであつた。

育友会の発足は進駐軍のすすめにより全国一斉に行われた。その趣旨と目的は昭和二十二年三月五日文部省社会教育局長より各地方長官宛の通牒で示された通り「学校で教えられしつけられたことも社会が悪ければ次ぎから次ぎにうちこわされて、先生も努力も空しくすれていく。家庭は子供達がその生活の大部分を送つているところであるから、そこで子供達が受ける影響は非常に大きい。ところが現在の実情はこの子供達に影響を与える学校、家庭、

社会という三つの場所がお互に密接な連絡をもたず、みんなばらばらになつてゐることが多い。これでは子供の教育が充分に実を結ぶことが出来ない。この三つの場所がお互に充分連絡し子供達に与える影響を考えあつて補ひ合う事が何よりも必要である。……」であつた。

本校では当時の企画委員会で種々協議して、会則は従来の後援を主としたものから教育に主眼を置くと共に、後援をも強く推進して行くものとし、そのために事務局を設け、愛護部、体育部、厚生部、教育部、施設部、財務部の六部を所屬させ、局長には副会長、次長には教頭、幹事に父兄側職員側よりそれぞれ一名ずつ、各部の部長は父兄側、副部長は職員側、部員は父兄側職員側よりそれぞれ数名出す案を作成した。かくて昭和二十三年四月十二日の父兄会評議員会において父兄会は解散して育友会に移行することが決定され、同時に父兄側の育友会準備委員会を併設中学泉谷、岩任、戸谷、高校一年、福本、吉原、八田、二年橋谷、富久、高砂、三年野本、宮田の諸氏に委嘱して、茶谷父兄会長から橋谷育友会長にバトンが引渡された。父兄側準備委員会、学校側企画委員会の合同協議に基き決定された会則、事務局案が総会に提出され、育友会の役員が概要左の通り決定した。

- (育友会)
- | | |
|-----|---------------------|
| 会長 | 橋谷 義孝 |
| 副会長 | 父兄側 戸谷 舍人 学校側 福田政次郎 |
| 理事 | 父兄側 十二名 学校側 十名 |
| 評議員 | 父兄側 三十九名 学校側 三十二名 |
- (事務局)

学制改革による新制高等学校の発足に引続き、六月には画期的な男女共学が発足した。すなわち、昭和二十三年五月二十七日、軍政部民間教育課より「中等学校再編成計画案」を指令し来り、ここに男女共学の方針が明かにされ、つづいて六月十八日、県より、六月までに、本校と県立御影高校の間で、併設中学三年の男女生徒の交流を実施するよう指令があり、それより一週間、両校は交流委員会を設けて慎重に打合せの上、六月二十九日には御影より住吉川以東の生徒八十二名を迎え、翌三十日には本校より御影へ本山以西の生徒八十三名を送り、七月一日には学級編成を完了した。女生徒は五組に平均に分れ、時間割も、特殊学科のために男女別の選択の時間が設けられた。職員は、七月一日より当分の間、本校からは金坂(園)山納(社)花田(英)友成(物)石田(画)の五教諭が、御影よりは天野(園)名村(社)池田(教)荒川(家)谷口(体)の五教諭が、一週五時間ずつ相手校に出張授業を行った。なお、女生徒に対する設備を持たなかつた本校は、女子用便所(九)女子更衣室(一)女子静養室(一)家庭科教室(二)を新設した。

つづいて八月六日には、教育部長名で「高等学校第一学年の男女共学について」という通牒が発せられ、八月十五日には、県より本校に対し、高等学校第一学年も御影高校(旧県立第三神戸高女)と交流すべき旨の指令があり、二十五日、父兄を召集して交流の基本線を決し、本校側は、本山、本庄以西の三十八名、御影側も戸屋中心に三十八名の女生徒を交流する事に決定し、九月七日に受入式

- | | | | |
|----|-----------|-----|-------|
| 局長 | 戸谷 舍人 | 次長 | 福田政次郎 |
| 幹事 | 父兄側 川瀬 祐臣 | 学校側 | 森 密 |
| 部長 | 愛護部 野本 輝子 | 副部長 | 井上 良信 |
| | 体育部 岩住平治郎 | | |
| | 厚生部 泉谷 良喬 | | 金坂 豊 |
| | 教育部 富久 力蔵 | | 李谷 舜造 |
| | 施設部 福本 新藏 | | 李谷 永夫 |
| | 財務部 八田卯之助 | | 乾 東一 |

アンケート

最も印象深かつたこと
昔高の将来に対する期待

旧職員 福 永 頼 一 (戸屋市立) 山手中学校長

一 終戦後間もなく野球部を組織してあの西宮球場における朝日新開主催の全国大会出場までの苦心及び校舎がなくて授業する場所なく教室を貸してもらいに走つた思い出は一生忘れられん。

二 現在は声高生たるべき生徒の教育にたずさわつてゐる一員として、将来十分働き得る体格を作る素直な性質と努力を怠らぬ人材育成を期待します。

を挙行し、九月八日には学級編成を終つて授業を開始した。なお、両校とも、出張授業を第一学年関係教員にまで及びし、本校からは本谷(園)教諭、御影からは出水川(生)椿・富田(家)の三教諭が互に相手校へ出張授業を行った。

その頃の、関係通牒は次のようなものである。

昭和二十三年五月二十七日 兵庫軍政部 民間 教育 課

兵庫県下中等学校再編成二ヶ年計画案

- 一、中等学校に対する一般原則
- A 男女共学
- (1)文部省の藩「手引」第学第六三号、第学第五三四号によれば男女共学は全公立学校における教育の基本型である。
- (2)「教育の機会均等」という事と共に「教職員、財政、校舎の節約」という事は男女共学のために考慮されるべき重要な事である。
- (3)同じ校舎の中に男女生徒を別々の教室に收容するというだけでは男女共学は成功しない。「男女共学」は学校のすべての活動において男女生徒が共同で計画し作業することを意味する。

B 学区

(1)税金で維持されている諸学校に、特殊な生徒達のみ入学を許すという封建的慣習を排除するためには、全公立学校はよく熟慮して学区を定められるべきである。かくすることによ

って、その校区の全児童は教育の機会均等を得るであろう。

(2)可能な所では、独立の新制中学校のために幾つかの学校施設を開放せんがため小学校の学区の再編成が遂行されるだろう教科課程

C 新制高校はどんな実業科課程が設置されるにしてもそれに加うるに普通科課程を出来る限り早く採り入れねばならぬ。

(2)全新制高校は、殊に地方においては、普通科及び少くとも一実業科を置く総合高等学校であるべきだ。

D 教職員

(1)新制中学校及び新制高校の教員は能力と功績とに基づき考慮の上、これらの学校のそれぞれの地位に配置されるべきである。「最良」の教員が新制高校に割り当てられるのではなくて、全中等学校の必要が平等に考慮されるべきである。

(2)校長は功績と能力とのみに基づき選ばれるべきであって、教育家、補導主事及びその他の適任者、から成る委員により作製された競争試験に合格することが要求されるべきである。

二、昭和二十三年—二十四年中に達成されるべき案

A 合併せる全新制高校は第九学年及び新制高校一年生に男女混合学級を編成すること。

B 合併校はたいていの場合昭和二十四年四月を期限として完全な融合に向い努力すること。

C 男女共学の学校の男女生徒は「生徒自治会」及び他の「生徒の課外の諸活動」を合併すること。

D 一般に実業学校、特に地方にあるものは普通科を加えること。

(一) 交換された生徒は県立学校ではその学校の生徒となる。設立者を異にする場合の交換の場合はこの限りではない。

(二) 教職員も生徒交換の率に応じて交換配当すること、この場合両校教職員代表による交流委員会によって協議することが望ましい。

(三) 教職員の身分については適宜兼任または嘱託を認める。

—以下、本校に関係なき部分省略—

二、男女共学の方針

(1) 併設中学校第三学年はすべて混合共学を行い、高等学校第一学年以上にも可能な限りこれを行う。

(2) 自治会の活動について

男女生徒は生徒自治会及び他の生徒課外諸活動を統合すること

三、実施期日

(1) 準備期間 自六月十八日至六月二十三日

(2) 実施期間 自六月二十四日至六月三十日

四、経費

(省略)

五、実施上の注意事項

(1) 実施に当っては関係学校長、教職員代表、保護者代表等を以て構成する協議会を催し実施上の諸問題について具体的に検討し遺憾のないようにする、この場合必要に応じて県及の市町村当局も参加する。

E 新制高校の名称、第一中学校第二高等女学校等の如き旧制度の校名は廃すること、新しい名を選ぶこと。それらは地方による地理的な名称をつけるか、または誰か有名な男女人物または「調和」「美」といふとき、ある特質や徳性を表わす語にちなんで名づけてもよからう。

三、昭和二十四年—二十五年中に達成せらるべき案

A 新制高校はすべて、全学年が完全に男女共学となること。工業学校は女生徒が工業科課程に就学することを奨励すること。

B 新制中学校及び新制高等学校に対する学区を完成のこと。

C 全新制中学校は独立校舎を持つこと。

民間教育課 係官 クリフトン・シェイ・フィリップス

公立新制高等学校再編成実施要項

今回の再編成は将来における高等教育のあり方を考慮して改新することになったもので、この際各学校においてはその意義を考え、教職員生徒保護者その他関係者が一体となって積極的協力してこれの実施に万全を期せられたい。

一、編成方針

(1) 男女二校折半の場合

(イ) 二校折半は完全半数交換を目途とするも困難の場合はそれに止らしめるよう扱うこと。

(ロ) 男女の学校にて学級数の差あるときはおおむね少い学級数の方を標準としてその半数を交換すること。

(ハ) 交換に当っては通学の便を考慮すること。

新制高等学校再編成

—関係分のみ—

(注) 併共……併設中学校男女共学

阪神地区

○西宮市

併共	校名	学級	合併校処置	教室	備考
	市立西宮女	15			
	市立西宮商	9			
	市立西宮女		30		市立新中(学区再編成)

○芦屋市

併共	県	芦	中	併	交	換	19	御影夜間中移転
併共	県	三	女				20	御影新中(7)

○武庫郡

併共	村立住吉女	8	併	交	換	15	
併共	村立鳴尾中	9				12	隣校

かくして一応軌道に乗った男女共学は、十月一日、更に一歩をすすめ、従来の出張授業を打ち切り、正式に職員の交流転任を行う事になった。そして、本校からは、秦密(社会)稲角喜久夫(数学)岡田実(英語)の三教諭が御影高校へ転出、御影高校からは、魚崎茂子(数学)名村喜久江(社会)辻田俊子(家庭)の三教諭を本校へ

迎え、本校は、ここに始めて専任の女子教官を得て、男女共学は完全軌道に乗ったのである。その成果については、二十四年四月二十五日、校長から県の教育長に報告した「新制高等学校の男女共学実施状況調査」の中の「実施に対する意見」から、抜萃してみよう。

共学について

地方教官 金 坂 豊

(前略) 未だ実施後一ケ年になりませんが、その短い間の共学の成績は、女子の能力が、男子のそれに比して何等の遜色もない事を否、かえって男子を凌駕している事を、私どもに示してくれたのであります。すなわち、平均点八十点以上の学年末成績を得た者の比率は、男子二に対し女子三の割合であったのであります。また、男女共学の実施によって、従来、男子学校では授業が受験本位に流れて情操の陶冶をおろそかにしていたのでありますが、その誤った教授法が是正され、男生徒も、学科を通して、特に国語科、芸能科を通して、情操教育を受けるようになりました。また自治会活動も、女生徒の参加を得て、情操的方面に大なる飛躍を見せています。(中略) 勿論、共学には、その最初においては、過激の現象として多少の困難と混乱とは避けられませんでした。すなわち、少数の者の行き過ぎや、感情のもつれがあったのでありますが、幸い、父兄や世間の人々が危ぶんでいたような混乱を招く事なく、すでに共学はその軌道に乗つつあります。(下略)

男女共学について

地方教官 本 谷 舜 造

(前略) 本校の場合、在来の男子の中へ少数混入してきた女生徒の方が共学については積極的である。彼ら生徒達は年少といながら従来の社会の封建的陋習は彼らの意識に相当根強く食い込んでいた。そうした封建的残滓を払拭して新しい人間像の形成に男女共学こそ最もよいつぼである。

案ずるより生むがやすい。事前に案ぜられた男女間の風紀問題の如き、実施してみてもそれほどの心配のないことが実証せられた。大人が大人の考え方で純粋な青年の心理を推測するのは、ある場合は冒瀆さえある。新しい時代の光を最も敏感に感じとっている若人達の良識を信頼せねばならぬ。

また、音高新聞二十一号より、生徒の感想を抜萃して見よう。

男女共学について

津 田 陽 子 (七回生)

(前略) 休み時間の戯れ、コーラスの練習、放課後の運動場等を見る時、私は、ごく自然に楽しく共学が行われている事を感ずるのである。はじめは何もかもが、びくつきする事ばかりであった。校舎のきたない事、殺風景な事、男子の荒い動作。しかしこれら次第におさまって来た。そのうちには、女子の手で幾分かが美化された事と、女子がこれらに対して無神経になった事があるであろう。少しでも飾らう、美しくしよう、というのは女の子のすべてが持つ特



選 抜 野 球 の 応 援

性で、汚い事に平気になったというのはどうも感心しない。(中略) 男女共学でその成果のすばらしいのは校友会、特に音楽部であろう。流れるコーラスを聞いてみると、本当にいいなと思ふ。(中略) 共学は多大の成果をみせているが、反面注意すべき事もある。すなわち、女子に見られる悪影響は、落着きがなくなった事、行儀が悪くなった事である。どうしても、環境に抵抗するだけの努力が必要だ。男は男らしさを、女は女らしさを保持して、その中に、礼儀や真面目という事を守る。そうした理想的共学がなされるように一人一人が自覚しなければならぬ。(中略) 共学になった今、とやかく文句を言ってもはじまらない。ただ、共学をどう飛躍させ、有意義ならしめるかが大切な問題である。(下略)

アンケート

最も印象深かつたこと
音高の将来に対する期待

旧職員 岸 仁 (市立西宮
高校教諭)

- 一 昭和二十四年四月、第二回選抜高校野球大会において優勝戦にて北野高校に負ける。野球部長としての最大の悲哀を感ず。
- 二 天下の音高たるにふさわしい堂々たる新校舎の新築と生徒会活動の発展。

